

京都市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（平成26年12月24日京都市条例第31号）（教育委員会事務局総務部教職員人事課）

本市の他の再任用職員に単身赴任手当を支給することとするに伴い、再任用給食調理員に単身赴任手当を支給できることとしました。

この条例は、平成27年4月1日から施行することとしました。

京都市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年12月24日

京都市長 門川 大作

京都市条例第31号

京都市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する  
条例

京都市立学校給食調理員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「通勤手当」の右に「，単身赴任手当」を加える。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)